

# 国民年金の学生納付特例とは

学生納付特例制度は、国民年金の保険料を納めることが困難な場合、学生本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

本来は、住所地の市区町村・町村役場または年金事務所への申請が必要となりますが、大学事務局でも受け付けています。

## 学生納付特例の申請方法

学生納付特例制度により、保険料納付の猶予を希望する場合は、以下の書類(①+②)を事務局に提出してください。

### 【提出するもの】

- ① 国民年金保険料学生納付特例申請書 (もれなく記入してください)
- ② マイナンバーカードの写し

### (見本①)

**国民年金保険料 学生納付特例 の申請について**  
(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給額の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の支給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金給付金はご利用できませんのでご注意ください。  
また、付加年金および国民年金給付金は、適用に当たって加入ができません。

<対象となる方>  
大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。  
※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程  
(なお、一部の短大の日本の分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> .....128万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

**申請時の注意点**

- 申請できる期間  
過去期間は申請書が受理された月から2年11月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は年度末まで申請できます。  
ただし、1次の申請書で申請できるのは、4月からの年の3月までの12ヵ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を出してください。(1年度=4月～翌年3月)  
例:令和3年5月に、平成31年4月から令和3年3月までの期間を申請する場合。  
①令和2年度分(平成31年4月～令和2年3月)  
②令和3年度分(令和2年4月～令和3年3月)  
③令和4年度分(令和3年4月～令和4年3月)の3次の申請が必要となります。  
なお、この例の場合は、平成31年3月以前は納付済と申請できません。
- 過去期間は毎年11月まで申請できますが、申請が認められないなどの不利が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

● 郵付書類  
在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)  
失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類  
マイナンバー(個人番号)により申請を行う際は、郵付書類が必要になります。

● 必要となる書類は、本人控の裏面にある「マイナンバー(個人番号)」により申請を行う際の添付書類についてご確認ください。

**申請書の提出先**

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。
- 学生納付特例事務法人(在学している教育施設に設置されている場合)へ申請を委託することもできます。
- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付済みの本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所定額の印手を貼付した返書封筒を封筒してください。受付印を押印の上、「本人控」をご返送ください。

**申請書提出後の注意点**

- 寄附後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでは、文書や電話、訪問により保険料の納付のご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目【本人控】の裏面の注意事項も必ずお読みください。

標準コード  
国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構 宛て 申請年度 年 月 日 学生納付特例申請者名 市区町村 日本年金機構  
以下のお取り扱い特例を希望してご申請ください。この申請に必要となる本人に関する情報(住所情報、生活保護受給情報、所得情報)について、年金機構(年金事務所等)より日本年金機構へ送付いたします。

〒

住所

被保険者氏名

国民年金保険料(1ヵ月)で納付する場合は、(①個人番号(または国民年金番号))欄に正確に入力してください。

個人番号(または国民年金番号)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00							
氏名	姓	名	フリガナ	姓	名	フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00

申請期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで  
在学予定期間 (入学年月) 平成 年 月 日から (卒業予定年月) 平成 年 月 日まで  
学生証の区分 1. 学生(学生あり) 2. 通学時・遠隔課程 3. 他 4. 研究 5. 専攻 6. その他 7. 専攻 8. 専攻 9. 専攻 10. 専攻 11. 専攻 12. 専攻 13. 専攻 14. 専攻 15. 専攻 16. 専攻 17. 専攻 18. 専攻 19. 専攻 20. 専攻 21. 専攻 22. 専攻 23. 専攻 24. 専攻 25. 専攻 26. 専攻 27. 専攻 28. 専攻 29. 専攻 30. 専攻 31. 専攻 32. 専攻 33. 専攻 34. 専攻 35. 専攻 36. 専攻 37. 専攻 38. 専攻 39. 専攻 40. 専攻 41. 専攻 42. 専攻 43. 専攻 44. 専攻 45. 専攻 46. 専攻 47. 専攻 48. 専攻 49. 専攻 50. 専攻 51. 専攻 52. 専攻 53. 専攻 54. 専攻 55. 専攻 56. 専攻 57. 専攻 58. 専攻 59. 専攻 60. 専攻 61. 専攻 62. 専攻 63. 専攻 64. 専攻 65. 専攻 66. 専攻 67. 専攻 68. 専攻 69. 専攻 70. 専攻 71. 専攻 72. 専攻 73. 専攻 74. 専攻 75. 専攻 76. 専攻 77. 専攻 78. 専攻 79. 専攻 80. 専攻 81. 専攻 82. 専攻 83. 専攻 84. 専攻 85. 専攻 86. 専攻 87. 専攻 88. 専攻 89. 専攻 90. 専攻 91. 専攻 92. 専攻 93. 専攻 94. 専攻 95. 専攻 96. 専攻 97. 専攻 98. 専攻 99. 専攻 00.  
特別認定 1. 失業 2. 専攻 3. その他  
備考

※ 所得に関する情報について、届出内容に基づき、申告額がある場合には、正しく申告する必要があります。

郵付申請用紙 学生証照像

【留意事項】  
○学生証のコピーをA4枠で添付してください。  
○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。  
○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

2194 1016 007

### (見本②)



# 記入例

1枚の申請書で申請できるのは、1年度分(学年単位)です。

## 国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて <u>令和〇年〇月〇日</u> 以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。 〒〇〇-〇〇 住所: 〇〇県〇〇市〇〇 被保険者氏名: (申請者本人) 〇〇 〇〇	学生納付特例事務法人等 市区町村 日本年金機構
---	-------------------------------

住民票に登録している住所を記入してください

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号(または基礎年金番号) 1 2 3 4 5 6 7 8	② 生年月日 5. 昭和 7. 平成 1 4 0 4 0 1
③ 氏名 (フリガナ) キョウワ 共和 タロウ 太郎	④ 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 〇〇-〇〇-〇〇

⑤ 申請期間 (学年単位特例を受けない場合は適用) 平成 年 月 日 令和 年 月 日	次ページ目参照
⑥ 在学予定期間 (入学年月) 平成 年 月 日 令和 年 月 日	入学から卒業予定までの期間を記入してください
⑦ 学校の名称 宇都宮共和大学	⑧ 学校の所在地 栃木 都 道 宇都宮市大通り 府 県 1-3-18
⑨ 学生の区分 ① 学生(学位あり) ④ 研究生 ② 通信制・通信課程 ⑤ その他 ③ 科目履修生 ( )	※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
⑩ 学生証の有効期限 令和 年 月 日 月末まで有効	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
⑪ 前年所得 1. なし 2. あり(※128万円以下) 3. あり(※128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満	前年の所得状況を記入してください
⑫ 特例認定区分(※1) 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )	記入不要
⑬ 備考	記入不要

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄  学生証確認欄

### 【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

学生証は提出不要

## 【⑤申請期間】について

国民年金保険料の納付義務が生じるのは『**20歳を迎える誕生日の前日の属する月**』からです。

**20歳になる年は『誕生日前日の属する月から直近の3月』までを申請します。**

(記入例)

生年月日	⑤申請期間欄に記入する年月
1月1日生まれの場合	申請期間： 令和3年12月～令和4年3月まで
1月2日～2月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年1月～令和4年3月まで
2月2日～3月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年2月～令和4年3月まで
3月2日～4月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年3月～令和4年3月まで
4月2日～5月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年4月～令和5年3月まで
5月2日～6月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年5月～令和5年3月まで
6月2日～7月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年6月～令和5年3月まで
7月2日～8月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年7月～令和5年3月まで
8月2日～9月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年8月～令和5年3月まで
9月2日～10月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年9月～令和5年3月まで
10月2日～11月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年10月～令和5年3月まで
11月2日～12月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年11月～令和5年3月まで
12月2日～1月1日生まれの場合	申請期間： 令和4年12月～令和5年3月まで

## 既に「学生納付特例」を申請済の方

毎年3月末に日本年金機構から**学生納付特例の継続用ハガキ**が発送されます。(申請の手続きで記載した**住所にハガキが届きます。**)

次年度も継続して学生納付特例を希望する場合は、**継続用ハガキ**に必要事項を記入して、**ポスト**に投函してください。

なお、学生納付特例の申請時期によっては、継続用ハガキが届く前に**国民年金納付依頼書**が届いてしまう場合がありますが、**納付せずに日本年金機構から発送される「継続用ハガキ」が届くのをお待ちください。**



詳しい内容は、**日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」**にて確認してください。

【日本年金機構ホームページ・「大切なお知らせ」】

URL⇒<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/index.html>

